

國學院大學學術情報リポジトリ

『古事記』における「十七世神」の記載意義

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-24 キーワード (Ja): 系譜, 神世七代, 大山津見神, 「天」と「国」, 葦原中国平定 キーワード (En): 作成者: 小野寺, 紗英 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000050

『古事記』における「十七世神」の記載意義

Intention of Writing down God of having seventeen generations in KOJIKI

小野寺紗英

キーワード：系譜 神世七代 大山津見神 「天」と「国」 葦原中国平定

キーワード：系譜 神世七代 大山津見神 “天”和“国” 葦原中国平定

要旨

『古事記』において「十七世神」と称される神々の系譜は、実際の世代数が「十七」と合わない点が問題とされてきた。神々の総数記事を示す際、「十七世神」のように改めて呼称を提示する例は稀であり、呼称の中でも「十七世神」と「神世七代」にのみ数字が含まれる。「十七世神」を数える際、独神を一代、双神を一代とする「神世七代」の数え方を参照することが可能であるが、その際、親子関係の中で説かれる「十七世神」に、大国主神の子神等のような兄妹関係にある神々が含まれる。更に、葦原中国平定神話との関わりの中で大国主神の子神等を捉える場合、鳥鳴海神以降の神々をわざわざ加える点に問題が残る。

「十七世神」の系譜内では、「天」と「国」を名に持つ神々が配置される。〈神生み〉段に見られるような、天つ神との繋がりを持つ神々の配置は、「山」の神である大山津見神の関与により「十七世神」と結びつく葦原中国に対し、天つ神が影響を与える神話展開を可能にする。

天つ神による葦原中国平定は大国主神を相手に行われるが、実際に天つ神の行為を受け入れるのは、大国主神の子神等であった。天つ神による葦原中国平定を保証し、同時に系譜を継続させることで、保証を後へ受け継ぐ。天つ神に連なる存在である天皇家が、後に「葦原中国」から「天下」となる地を統治するための保証をも、「十七世神」は担うのである。

摘要

《古事記》中被称为“十七世神”的诸神系谱与实际所记载的世代数并不相符，这一点一直被视为问题。在叙述关于诸神总数时，像“十七世神”这样特别赋予称呼的例子很少见，且其中只有“十七世神”和“神世七代”这两例含有数字。列举“神世七代”时，会将独神算作一代，双神算作一代，虽然也可以用这种方法列举“十七世神”，但是在论及亲子关系的“十七世神”中，还包含了像大国主神的子神们，这些具有兄妹关系的诸神。而且在与葦原中国平定神话的关联中讨论大国主神的子神时，还特意加上鸟鸣海神以后的诸神这点也令人产生疑问。

“十七世神”的系谱中，有些神的名字中带有“天”和“国”字。如“神生”段中所见

的、与天神相关的诸神的存在，使如下的神话展开变得可能：由于“山”神大山津见神的干预，葦原中国与“十七世神”相连结，并受到了天神的影响。

虽然天神主导的葦原中国平定是以大国主神为对象的，但实际上接受天神行为的却是大国主神的子神们。他们保证了葦原中国的平定，同时延续系谱，以使这种保证也延续下去。在“葦原中国”变成“天下”之后，“十七世神”还保证着作为天神后裔的天皇家在这片土地的统治。

はじめに

『古事記』上巻において八俣の大蛇を退治した須佐之男命は櫛名田比売を妻として迎え、二神の間には八島土奴美神が誕生する。須佐之男命以降、八島土奴美神から続く系譜を記すと、次の通りである⁽¹⁾。

【須佐之男命の系譜】

故、其の櫛名田比売以て、くみどに起して、生める神の名は、八島土奴美神と謂ふ。又、大山津見神の女、名は神大市比売を娶りて、生みし子は、大年神。次に、宇迦之御魂神（二柱）。

兄^①八島土奴美神、大山津見神の女、名は木花知流比売を娶りて、生みし子は、^②布波能母遅久奴須奴神。此の神、淤迦美神の女、名は日河比売を娶りて、生みし子は、^③深淵之水夜礼花神。此の神、天之都度閉知泥神を娶りて、生みし子は、^④淤美豆奴神。此の神、布怒豆怒神の女、名は布帝耳神を娶りて、生みし子は、^⑤天之冬衣神。此の神、刺国大神の女、名は刺国若比売を娶りて、生みし子は、^⑥大国主神。亦の名は、大穴牟遲神と謂ひ、亦の名は、葦原色許男神と謂ひ、亦の名は、八千矛神と謂ひ、亦の名は、宇都志国玉神と謂ひ、并せて五つの名有り。　　〈『古事記』上巻 須賀の宮〉

【大国主神の系譜】

故、此の大国主神、胸形の奥津宮に坐す神、多紀理毘売命を娶りて、生みし子は、^⑦阿遲鉏高日子根神。次に、妹高比売命。亦の名は、下光比売命。此の阿遲鉏高日子神は、今迦毛大御神と謂ふぞ。大国主神、亦、神屋楯比売命を娶りて、生みし子は、^⑦事代主神。亦、八島牟遲能神の女、鳥取神を娶りて、生みし子は、^⑦鳥鳴海神。

此の神、日名照額田毘道男伊許知邇神を娶りて、生みし子は、^⑧国忍富神。此の神、葦那陀迦神、亦の名は八河江比売を娶りて、生みし子は、^⑧速甕之多気

佐波夜遲奴美神。此の神、天之甕主神の女、前玉比売を娶りて、生みし子は、^⑩甕主日子神。此の神、淤加美神の女、比那良志毘売を娶りて、生みし子は、^⑪多比理岐志麻流美神。此の神、比々羅木之花麻豆美神の女、活玉前玉比売神を娶りて、生みし子は、^⑫美呂浪神。此の神、敷山主神の女、青沼馬沼押比売を娶りて、生みし子は、^⑬布忍富鳥鳴海神。此の神、若尽女神を娶りて、生みし子は、^⑭天日腹大科度美神。此の神、天狭霧神の女、遠津待根神を娶りて、生みし子は、^⑮遠津山岬多良斯神。

右の件の、八島士奴美神より以下、遠津山岬帶神より以前は、十七世の神（十七世神）と称ふ。　　〈『古事記』上巻　大国主神の系譜〉

『古事記』神話展開の中で系譜を追うと、

【須佐之男命の系譜】→[稲羽の素戔]→[根の堅州国訪問]→[八千矛の神]→[**大国主神の系譜**]→[大国主神の国作り]→[大年神の系譜⁽²⁾]→[葦原中国の平定]→[天若日子の派遣]→[建御雷神の派遣]→[大国主神の国譲り]となり、いずれも大国主神の関わる神話の中に位置するが、記載箇所は離れている。しかし、【**大国主神の系譜**】末尾には、「八島士奴美神より以下、遠津山岬帶神より以前」を「十七世神」と称すると記され、二つの系譜は一続きのものとして扱うべきであろう。

「十七世神」と称される神々の系譜は、八島士奴美神を世代の一代目として数えた時、遠津山岬帶神が十五代目となり⁽³⁾、「十七」との数の齟齬が従来問題とされてきた。

本稿では、「十七世神」の数え方を定めると同時に、系譜と大国主神の神話との関連を考察し、『古事記』における「十七世神」の記載意義を論じる。

一、先行研究

本節では、「十七世神」に見られる数の齟齬を解消するため、どのような解釈が試みられてきたのか確認する。以下、先行説を示すとAからDの四つに大きく分類される。

【A】誤脱・誤写説

- a、神名の誤脱…『古事記伝』
- b、数字の誤写…『古事記新講』

c、本文の乱れ…三谷栄一

【B】十五世代に二柱の神を加える説

- | | | | |
|-----------------|---|--------|------------|
| a、阿遲鉏高日子根神 | + | 事代主神 | …倉野憲司 |
| b、大年神 | + | 宇迦之御魂神 | …倉野憲司 |
| c、高比売命 | + | 事代主神 | …『新訂古事記』 |
| d、阿遲鉏高日子根神・高比売命 | + | 事代主神 | …新潮日本古典集成本 |
| e、伊耶那岐神 | + | 須佐之男命 | …水野祐 |

【C】夫婦二神で一代と捉える説…戸谷高明

【D】[△]死と再生、の経験を「十七世神」の中を含める説…姜鍾植

神名の誤脱【A-a】を説いた『古事記伝』は、元は十七世代となるように配置されていた神名が、書写の段階で二世代分脱した可能性を指摘した⁽⁴⁾。『古事記新講』は宣長の解釈を受け継ぎ、更に「十五」から「十七」への数字の誤写【A-b】に言及する⁽⁵⁾。また、三谷栄一氏は『古事記』の本文自体に乱れがある【A-c】と説き、その乱れを正すことで二世代分増やす⁽⁶⁾。しかし、写本間における数は「十七」で一致し、本文に異同も認められず、宣長以降論じられるような誤脱・誤写の可能性は低いだろう。

誤脱・誤写が説かれる中、十五世代に二柱の神を加え、「十七世神」と数を合わせる説【B】が支持されるようになるが、どの神を系譜に加えるか、解釈は未だ定まっていない。

倉野憲司氏は、【B-a】「阿遲鉏高日子根神」「事代主神」を「十七世神」の一部と捉え⁽⁷⁾、更に【B-b】「大年神」「宇迦之御魂神」を系譜に加える別案を提示した⁽⁸⁾。また、『新訂古事記』は【B-c】「高比売命」「事代主神」を系譜に加える⁽⁹⁾。阿遲鉏高日子根神と高比売命の兄妹神のいずれかを「十七世神」に含める説が見られる一方で、新潮日本古典集成本【B-d】は、兄妹神をまとめて一代とした⁽¹⁰⁾。更に、水野祐氏【B-e】は「須佐之男命」「伊耶那岐神」まで遡って数える⁽¹¹⁾。しかし、八島土奴美神から数えて「十七世神」とすると明記されている以上、範囲の外に位置する伊耶那岐神・須佐之男命を加えることは難しい。【B-b】についても同様である。

更に【C】【D】を確認すると、【B】とは異なる手段によって「十七世神」と数を合わせていることが見て取れる。

戸谷高明氏【C】は、「十七世神」の根底に「神世七代」の数え方を認めた⁽¹²⁾。「神

世七代」とは、『古事記』上巻冒頭において「別天つ神」に続いて高天原に成った十二柱の天つ神を指す。

次に、成りし神の名は、国之常立神。次に、豊雲野神。此の二柱の神も亦、独神と成り坐して、身を隠しき。次に、成りし神の名は、宇比地邇神。次に、妹須比智邇神。次に、角杵神。次に、妹活杵神〈二柱〉。次に、意富斗能地神。次に、妹大斗乃弁神。次に、於母陀流神。次に、妹阿夜訶志古泥神。次に、伊耶那岐神。次に、妹伊耶那美神。

上の件の、国之常立神より以下、伊耶那美神より以前は、併せて神世七代と称ふ〈上の二柱の独神は、各一代と云ふ。次に双べる十はしらの神は、各二はしらの神を合せて一代と云ふ。

〈『古事記』上巻 初発の神々〉

「独神」を一代、「双神」を一代と数える「神世七代」の数え方に注目した戸谷氏は、「十七世神」における夫婦神を「双神」と捉え、八島士奴美神以降、夫婦二神で一代と捉える。三柱の女神が妻として記載される大国主神については、各夫婦を一代として数えた。そして、系譜の最後に位置する遠津山岬帯神を「独神」として一代と捉えるのである。

また、姜鍾植氏【D】は、一度死んだものが再び生き返ることを、「以前の自分を新たな自分が継承」したと考察し、大穴牟遲神の二度にわたる「死と再生」の経験を「十七世神」の一部に含める。大国主神の代で三代分数えたのである⁽¹³⁾。

誤脱・誤写の可能性が低い中、数の齟齬を解消するため、神々の数え方が注目されてきた。『古事記』では、列挙した神を数え、「上の件の～」「右の件の～」のように総数を併せて記す箇所が、「十七世神」を含め九例確認される。

- ①上の件の五柱の神は、別天つ神ぞ。 〈『古事記』上巻 初発の神々〉
- ②上の件の、国之常立神より以下、伊耶那美神より以前は、併せて神世七代と称ふ〈上の二柱の独神は、各一代と云ふ。次に双べる十はしらの神は、各二はしらの神を合せて一代と云う。
- ③凡そ伊耶那岐・伊耶那美の二はしらの神の共に生める島は、壹拾肆の島ぞ。又、神は、參拾伍はしらの神ぞ〈是は、伊耶那美神の、未だ神避らぬ以前に、生めるぞ。唯に、意能基呂島のみは、生めるに非ず。また、蛭子と淡島とは、子の例には入れず。〉 〈『古事記』上巻 国生み・神生み〉
- ④上の件の、石析神より以下、閻御津羽神より以前、併せて八はしらの神

は、御刀に因りて生める神ぞ。 〈『古事記』上巻 伊耶那美命の死〉

- ⑤右の件の、船戸神より以下、辺津甲斐弁羅神より以前の、十二はしらの神は、身に著けたる物を脱きしに因りて生める神ぞ。

〈『古事記』上巻 みそぎ〉

- ⑥右の件の、八十禍津日神より以下、速須佐之男命より以前の十柱の神は、御身を滌ぎしに因りて生めるぞ。 〈『古事記』上巻 みそぎ〉

- ⑦右の件の、八島土奴美神より以下、遠津山岬帯神より以前は、十七世の神と称ふ。 〈『古事記』上巻 大国主神の系譜〉

- ⑧上の件の、大年神の子、大国御魂神より以下、大土神より以前は、并せて十六はしらの神ぞ。 〈『古事記』上巻 大年神の系譜〉

- ⑨上の件の、羽山の子より以下、若室葛根より以前は、并せて八はしらの神ぞ。 〈『古事記』上巻 大年神の系譜〉

神の総数を示す場合、【数字+柱神】【数字+神】の表記が通常であり、「十七世神」のように改めて呼称を用いる例は殆ど見られない。そして、神々の総数に対して用いられる呼称に数が含まれるのは、「十七世神」と「神世七代」のみである。わざわざ「十七世神」と記す意味を、「神世七代」と併せて考察する必要があるだろう。

二、『日本書紀』との比較

『古事記』において音仮名以外の「世」字を確認すると、「常世」「須世理毘売」等固有名詞の他は、

- (一)神世七代…一例 (二)十七世神…一例 (三)御世…十四例 (四)聖帝世…一例
(五)後世 …一例 (六)五世孫(五世之孫)…二例

となる⁽¹⁴⁾。二十例中十四例が、天皇の治める時代を指して「御世」と表し、(一)(四)(五)に関してもそれぞれ、「神世」は神の存在する時代、「聖帝世」は仁徳天皇の治める時代を称えた呼び名、「後世」は顕宗天皇より後の時代として捉えることが可能である。

一方、(五)「五世孫」「五世之孫」は、世代数を表した例として確認される。

天皇既に崩りますに、日統を知らすべき王無し。故、品太天皇の五世の孫(五世之孫)、袁本杼命を、近淡海国より上り坐さしめて、手白髪命に合せ

て、天の下を授け奉りき。

品太王の五世の孫(五世孫)、袁本杼命、伊波礼の玉穗宮に坐して、天の下を治めき。〈『古事記』下巻 武烈天皇、継体天皇〉

武烈天皇の崩御により継嗣の断絶が発生し、応神天皇の五世孫・袁本杼命(継体天皇)が天下を治める。『日本書紀』においても同様の記事が認められる。

男大迹天皇は、更の名は彦太尊。誉田天皇の五世の孫(五世孫)、彦主人王の子なり。(中略)天皇、年五十七歳にして、八年の冬十二月の己亥に、小泊瀬天皇崩ります。元めより男女無くして、継嗣絶ゆべし。

壬子に、大伴金村大連、議りて曰く、「方今し、絶えて継嗣無し。天下、何の所にか心を繫けむ。古より今に迄るまでに、禍斯に由りて起れり。今し足仲彦天皇の五世の孫(五世孫)倭彦王、丹波国の桑田郡に在す。請はくは、試に兵仗を設け、乗輿を夾衛して、就きて奉迎り、立てて人主としまつらむことを」といふ。大臣・大連等、一皆随ひて、奉迎ること計の如し。是に倭彦王、遙に迎へたてまつる兵を望みて、懼然りて色を失ひ、仍りて山壑に遁げ、詣りませる所を知らず。〈『日本書紀』卷第十七 継体天皇 即位前紀〉

武烈天皇崩御の後、次の天皇として候補に挙げられたのは、仲哀天皇の五世孫・倭彦王であった。しかし、迎えるための軍を目にした王は恐れを抱き、逃げた後行方知れずとなる。続いて候補に挙がった人物が、応神天皇の五世孫・男大迹王(継体天皇)である。

『上宮記』逸文では、「十七世神」と同様に「娶〇〇生兒」の表現を用い、応神天皇(凡牟都和希王)から継体天皇(乎富等大公王)まで親子関係によって続く系譜が記載される⁽¹⁵⁾。系譜は「凡牟都和希王-若野毛二俣王-大郎子-汗斯王-乎富等大公王」と続き、継体天皇は応神天皇から数えると五代目である。『古事記』『日本書紀』に見られる「五世孫」の表現は、天皇からの世代数を親子関係によって数えたものと捉えてよいだろう。

前節において、「十七世神」に対し「神世七代」の数え方を用いる戸谷氏の説に触れたが、戸谷氏は「神世七代」の神々に親子関係が認められない点に注意を向け、次のように説く。

…述作者は系譜における親子関係を重視する立場から「十七代」とせず「十七世」という表記を採用したものと考えられる。すなわち、「神世七代」の数え方に、武烈記にみるような「五世」という系譜の表記を重ね合わせたところ

に「十七世神」という独得な記述ができたのではないだろうか⁽¹⁶⁾。

「十七世神」に見られる、直列に続く系譜の長大さを踏まえると、戸谷氏の説くように、親子関係を重視して「十七世神」を「五世孫」との関わりの中で捉えることが可能である。

ただ、独神を一代、双神を一代とする「神世七代」の数え方が、系譜全体に当てはまるか、猶検討の余地がある。「神世七代」では、「双神」として合わせる二神を男女で対となるように記すが、女神の名を記す時、「妹」の語が冠されている。「十七世神」の記事を再度確認すると、高比売命が「妹」の語を冠していることが見て取れる。

『古事記』の記述に従い、八島土奴美神から遠津山岬帯神の範囲の中で「十七世神」を捉えると、大国主神の子神である阿遲鉏高日子根神・高比売命・事代主神三神もまた「十七世神」の中に含まれる可能性が高い。三神が「十七世神」に含まれる場合、「妹」を冠する高比売命は、阿遲鉏高日子根神の妹神として、二神併せて数えられるだろう。

「十七世神」を一度整理しておく。

- ① 八島土奴美神
- ② 布波能母遲久奴須奴神
- ③ 深淵之水夜礼花神
- ④ 淤美豆奴神
- ⑤ 天之冬衣神
- ⑥ 大国主神
- ⑦ 阿遲鉏高日子根神・高比売命
- ⑧ 事代主神
- ⑨ 鳥鳴海神
- ⑩ 国忍富神
- ⑪ 速甕之多気佐波夜遲奴美神
- ⑫ 甕主日子神
- ⑬ 多比理岐志麻流美神
- ⑭ 美呂浪神
- ⑮ 布忍富鳥鳴海神
- ⑯ 天日腹大科度美神

⑰ 遠津山岬多良斯神

これまでの検討結果を踏まえれば、「十七世神」は、本来は「世」としては同じであるはずの⑦から⑨（阿遲鉏高日子根神・高比売命・事代主神・鳥鳴海神）をそれぞれ一世として数えた数となっていると判断される。そして、「十七世神」の記事が大国主神の関わる神話の中に位置している点に注目すれば、神話との関連の中で捉えることが可能だろう。その場合、葦原中国平定神話に登場する⑦・⑧が系譜に記載されるのは分かるとしても、なぜ⑨以降を加えてわざわざ「十七世神」として記載する必要があったのか、次節以降考察する。

三、大山津見神と葦原中国

系譜記事では、妻となる女神が併せて記載される。そして、一部の女神に関しては祖神を共に記す。神話部分においても同様の例は認められ、植田麦氏は、特に「神・人が、自らが何者であるのかを述べる」時に、その親や祖先について触れるのが通常であると指摘した⁽¹⁷⁾。次に挙げる邇々芸能命と木花之佐久夜毘売の婚姻場面には、婚姻相手に正体を問う要素が認められる。

是に、天津日高日子番能邇々芸能命、笠沙の御前にして、麗しき美人に遇ひき。爾くして、問ひしく、「誰が女ぞ」ととひしに、答へて白ししく、「大山津見神の女、名は神阿多都比売、亦の名は、木花之佐久夜毘売と謂ふ」とまをしき。

〔『古事記』上巻 邇々芸命の結婚〕

天降った邇々芸能命は、笠沙の御前において出会った乙女に対し何者であるか尋ね、乙女は「大山津見神の女、名は神阿多都比売、亦の名は、木花之佐久夜毘売」であると返答する。木花之佐久夜毘売が大山津見神の娘であることが明らかにされたのである。新編日本古典文学全集本は、天降った天孫の子が更に海神の娘と婚姻する点を踏まえ、「降ってきた天つ神が、山の神の血統とともに海神の血統をも加えることによって、地上世界の支配者たる呪能を増幅するのである⁽¹⁸⁾。」と注を付し、女神の祖神の神格による、後の系譜への影響を説いた。系譜記事に関しても、妻となる女神の祖神が無意味に配置されているとは考え難い。須佐之男命が妻とした櫛名田比売は、大山津見神を父に持つ足名椎の娘であり、大山津見神との血縁関係が認められる。更に、「十七世神」の出発点である八島士奴美神もまた、大山津見神の娘である木花知流比売を娶った。大山津見神に

よる、娘や子孫を通じての「十七世神」への関与が窺えるのである。

大山津見神は〈神生み〉段において、伊耶那岐神・伊耶那美神の子神として誕生した。

故、生みし神の名は、大事忍男神。次に、石土毘古神を生みき。次に、石巢比売神を生みき。次に、大戸日別神を生みき。次に、天之吹男神を生みき。次に、大屋毘古神を生みき。次に、風木津別之忍男神を生みき。次に、海の神、名は大綿津見神を生みき。次に、水戸の神、名は速秋津日子神を生みき。次に、妹速秋津比売神〈大事忍男神より秋津比売神に至るまでは、併せて十はしらの神ぞ〉。

此の速秋津日子・速秋津比売の二はしらの神の、河・海に因りて持ち別けて、生みし神の名は、沫那芸神。次に、沫那美神。次に、頬那芸神。次に、頬那美神。次に、天之水分神。次に、国之水分神。次に、天之久比奢母智神。次に、国之久比奢母智神〈沫那芸神より国之久比奢母智神に至るまでは、併せて八はしらの神ぞ〉。

次に、風の神、名は志那都比古神を生みき。次に、木の神、名は久々能智神を生みき。次に、山の神、名は大山津見神を生みき。次に、野の神、名は鹿屋野比売神を生みき。亦の名は、野椎神と謂ふ〈志那都比古神より野椎に至るまでは、併せて四はしらの神ぞ〉。

此の大山津見神・野椎神の二はしらの神の、山・野に因りて持ち別けて、生みし神の名は、天之狭土神。次に、国之狭土神。次に、天之狭霧神。次に、国之狭霧神。次に、天之閻戸神。次に、国之閻戸神。次に、大戸或子神。次に、大戸或女神〈天之狭土神より大戸或女神に至るまでは、併せて八はしらの神ぞ〉。…

〔『古事記』上巻 国生み・神生み〕

島田伸一郎氏は、高天原に成った伊耶那岐・伊耶那美二神に連なる存在として大山津見神を捉え、その子孫である大国主神が作った国が天つ神へ譲られる正当性を論じる⁽¹⁹⁾。しかし、〈神生み〉段には大山津見神の他に、伊耶那岐・伊耶那美二神の子として誕生した神が多く見られる。「十七世神」に関与する神が大山津見神である必然性が求められるのである。

大山津見神は「山」の神として誕生しているが、『古事記』神話世界における「山」に注目すると、「国土」との結びつきを認めることができる。

故是に、速須佐之男命の言はく、「然らば、天照大御神に請して罷らむ」とい

ひて、乃ち天に参る上る時に、**山川**悉く動き、**国土**皆震ひき。

〈『古事記』上巻 須佐之男命の昇天〉

伊耶那岐神によって追放された須佐之男命は、姉である天照大御神の許へ向かうため天へ上る。その際「国土」が震動し、同時に「山川」も揺れ動いた。「山」と「国土」の連動から、両者は互いに結びつくものとして捉えられるのである。

伊耶那岐神と伊耶那美神は、「国土」を生み成すため（神生み）を行った。そして、二神が生み成す「国土」は、「吾と汝と作れる国」のように「国」として認識され、伊耶那岐神によって「葦原中国」と称される。

黄泉ひら坂の坂本に到りし時に、其の坂本に在る桃子を三箇取りて待ち撃ちしかば、悉く坂を返りき。爾くして、伊耶那岐命、桃子に告らさく、「汝、吾を助けしが如く、**葦原中国**に所有る、うつしき青人草の、苦しき瀬に落ちて患へ惚む時に、助くべし」と、告らし、名を賜ひて意富加牟豆美命と号けき。

〈『古事記』上巻 黄泉の国〉

黄泉国から逃げ帰り、黄泉ひら坂に至った伊耶那岐神は、その坂本にあった桃子を投げつけることで、追跡してきた予母都志許売を撃退した。そして、桃子に対し、葦原中国の人々が苦しみ悩む時に助けるよう命じるのである。「葦原中国」の初出箇所として存在する場面であるが、伊耶那岐神と伊耶那美神の生み成した「国土」は、黄泉国という異界と関わる中で、「葦原中国」という名称を得るのである。

『古事記』神話世界における「国土」が「葦原中国」を指していることから、「国土」と連動する「山」と「葦原中国」の結びつきをも窺い知ることが可能である。「山」の神として誕生する大山津見神は、葦原中国との結びつきの中で存在する。そして、大山津見神が娘や子孫を通じて「十七世神」へ関与することで、系譜の神々は葦原中国と繋がりを持つのである。

四、天つ神と「十七世神」

「十七世神」と葦原中国の繋がりを確認してきたが、系譜内に「天」を名に持つ神が配置されている点に、猶問題が残る。

須佐之男命昇天の場面において、天照大御神の許へ向かうため、須佐之男命は「天」へ上った。天照大御神は伊耶那岐神から「高天原」の統治を命じられており、

須佐之男命の向かう「天」は「高天原」を指すと考えられる。葦原中国と繋がる「十七世神」の系譜内に、高天原を指す「天」を含む神名が存在する点は、検討する必要があるだろう。

『古事記』の中で「天」を含む神名は、「国」を含む神名と対を成す形で記載される場合がある。「天」と「国」の対偶神を、記載箇所を併せて記すと次の通りである。

【天地初発】

㊶天之常立神 一国之常立神

【神生み】

㊷天之水分神 一国之水分神

㊸天之久比奢母智神 一国之久比奢母智神

㊹天之狭土神 一国之狭土神

㊺天之狭霧神 一国之狭霧神

㊻天之閻戸神 一国之閻戸神

㊶は『古事記』冒頭における天地の始まりの際、高天原に成った神である。「常」の語は恒久的な意に多く用いられ、「天」「国」の対偶神として㊶が出現することで、各世界が永続するための基盤が形成される。更に㊶から㊻の誕生が記載される〈神生み〉は、伊耶那岐神・伊耶那美神によって〈国生み〉から続けて行われる「国土」を生み成す行為であった。

二神による「国土」を生み成す行為は、元は天つ神による「是のただよへる国を修理め固め成せ」との命令を受けたものである。そして、〈国生み〉段において二神が生む島の「亦名」として、「天」を冠した神の存在が少なくない点が見て取れる。

- ① 隠伎之三子島 (天之忍許呂別)
- ② 伊岐島 (天比登都柱)
- ③ 津島 (天之狭手依比壳)
- ④ 大倭豊秋津島 (天御虚空豊秋津根別)
- ⑤ 女島 (天一根)
- ⑥ 知訶島 (天之忍男)
- ⑦ 両児島 (天両屋)

青木周平氏は、「天」を冠する「亦名」は、〈国生み〉が天つ神の命により行われ

たことに由来し、「天つ神」とのつながりを保証する名辞」として用意された可能性を指摘した。そして、〈神生み〉に関しても〈国生み〉との連続性の中で理解する必要性を説くのである⁽²⁰⁾。〈国生み〉では、生まれた島の「亦名」である、「天」を冠する神名を通して島々と天つ神の繋がりを認めるが、〈神生み〉においては、伊耶那岐・伊耶那美二神の生み成した「国土」と天つ神の繋がりを、「天」と「国」の対偶神によって表現したのだろう。

そして、「十七世神」の記事には、対偶神ではないが、「天」と「国」を名に含む神々が記される。

【天】天之都度閑知泥神、天之冬衣神、天之甕主神、天日原大科度美神、天狭霧神

【国】刺国大神、刺国若比売、大国主神(宇都志国玉神)、国忍富神

『古事記』において「天」と「国」をそれぞれ名に持つ神を確認した時、どちらも集中して記載されていたのは、〈神生み〉段と「十七世神」の記事であった。

「十七世神」の記事において「天」と「国」を含む神名を随所に配置し、〈神生み〉段に見られるような天つ神との繋がりを、「十七世神」に対しても持たせようとしたのだと考察する。

五、天つ神による葦原中国平定

天つ神との繋がりを考慮した時、「十七世神」と葦原中国平定神話との関わりを改めて考察する。葦原中国平定神話に登場する関係上、阿遲鉏高日子根神・高比売命・事代主神に注目して考察を進めていく。

高比売命は「下照比売」という「亦名」を持つが、この名称は天若日子の妻として登場する際用いられる。「高比売命」は阿遲鉏高日子根神の妹として「十七世神」に含まれるため、阿遲鉏高日子根神の関わる神話展開の中で捉える必要があるだろう。

是に、阿遲志貴高日子根神、大きに怒りて曰はく、「我は、愛しき友に有るが故に、弔ひ来つらくのみ。何とかも吾を穢き死人に比ふる。」と、云ひて、御佩かしせる十掬の剣を抜き、其の喪屋を切り伏せ、足を以て蹶え離ち遣りき。此は、美濃国の藍見河の河上に在る喪山ぞ。其の、持ちて切れる大刀の名は、大量と謂ひ、亦の名は、神度剣と謂ふ。

故、阿治志貴高日子根神は、忿りて飛び去りし時に、其のいる妹高比売命、其の御名を顕はさむと思ひき。（『古事記』上巻 天若日子の派遣）

高比売命によって名を顕わされた阿遲鉏高日子根神であるが、名を顕わす行為は、何者であるか知られていなかった者に対して行われ、その正体を明らかにするものであった。高比売命もまた、名を告げることなく去ってしまった阿遲鉏高日子根神の正体を明らかにしようと、名を顕わした。阿遲鉏高日子根神が天若日子と間違えられたため、二神を同一視するような誤りを正すことが目的であったのだろう。天若日子は葦原中国平定のための使者として派遣されたが、自身が国を獲ようと目論み、八年間報告をせず、使者としての役目を果たさなかった。高比売命による名を顕わす行為には、天つ神の命令に従わなかった天若日子を、阿遲鉏高日子根神と重ね合わせないよう配慮する意図があったのではないだろうか。

更に、天若日子に続く使者として建御雷神が派遣され、大国主神は国を譲るよう迫られる。大国主神が御子である事代主神に返答を委ねると、事代主神は「恐し。此の国は、天つ神の御子に立て奉らむ」と、天つ神への国譲りを承服した。そして、事代主神の他に答えを尋ねる神として、建御名方神の名が挙がるのである。

故爾くして、其の大国主神を問ひしく、「今、汝が子事代主神、如此白し訖りぬ。亦、白すべき子有りや」ととひき。是に亦、白さく、「亦、我が子に建御名方神有り。此を除きては無し」と、如此く白す間に、其の建御名方神、千引きの石を手末に撃げて来て、言ひしく、「誰ぞ我が国に来て、忍ぶ忍ぶ如此物言ふ。然らば、力競べを為むと欲ふ。故、我、先づ其の御手を取らむと欲ふ」といひき。（中略）故、追ひ往きて、科野国の州羽海に迫め到りて、殺さむとせし時に、建御名方神の白ししく、「恐し。我を殺すこと莫れ。此地を除きては、他し処に行かじ。亦、我が父大国主神の命に違はじ。八重事代主神の言に違はじ。此の葦原中国は、天つ神御子の命の隨に献らむ」とまをしき。（『古事記』上巻 建御雷神の派遣）

素直に国譲りに応じた事代主神と異なり、建御名方神は建御雷神に対し勝負を持ち掛け、抵抗する。勝負に敗れ、科野国に追い詰められた建御名方神は、大国主神、事代主神の言葉に逆らわないことを誓い、遂に国譲りに応じるのである。

『古事記』の神話展開の中で、国譲りの要求に対し答えを告げる事代主神と建

御名方神は、最終的に二神共に国譲りに応じるが、建御名方神には天つ神に従わない要素が少なからず含まれていた。一方事代主神は、大国主神により「亦、僕が子等百八十の神は、即ち八重事代主神、神の御尾前と為て仕へ奉らば、違ふ神は非じ」と評され、事代主神が率先して仕えることで、多くの大国主神の子神もまた天つ神へ従属する⁽²¹⁾。建御名方神は、大国主神の子神の中で事代主神の言葉に従う最初の神として位置づけられるのではないだろうか。

葦原中国平定神話に登場する大国主神の子神の内、天つ神に従わない要素を持つ建御名方神のみ「十七世神」の系譜記事に含まれない⁽²²⁾。一方、系譜内に記述が認められる阿遲鉏高日子根神・高比売命・事代主神に対しては、天つ神に従わない要素を避けた描写が用いられている。天つ神への従属、という要素が「十七世神」に絡んでくる可能性を指摘したい。

おわりに

『古事記』に記載される「十七世神」は、直列に続く長大な系譜であり、親子関係の中で説くことが可能である。そして、「十七世神」の記事が大国主神の関わる神話の中に位置することに注目し、阿遲鉏高日子根神・高比売命・事代主神が葦原中国平定神話において活躍する点を踏まえると、系譜として神話と切り離すのではなく、神話との関連の中で捉える必要がある。

「山」の神である大山津見神の関与によって葦原中国と結びつく「十七世神」は、〈神生み〉段と同様に天つ神との繋がりを持つよう神々が配置される。その結果、「十七世神」の結びつく葦原中国に対し、天つ神の関与を認める神話展開となるのである。

更に、天つ神に従わない要素を避けて描写された阿遲鉏高日子根神・高比売命・事代主神は、天つ神への従属、を受け入れる存在として認められる。三神が系譜に組み込まれることで、「十七世神」は天つ神による葦原中国平定を保証する存在となり、後の国譲りへの展開を可能にする。

一方、大国主神の子神の中でも鳥鳴海神は、神話に登場せず、「十七世」まで系譜を継続させる。葦原中国平定は大国主神を相手に行われるが、子神である阿遲鉏高日子根神・高比売命・事代主神によって受け入れられた。そして、同じく大国主神の子神である鳥鳴海神は、自身から系譜を継続させ、天つ神による葦原中

国平定という出来事とその結果を、大国主神の子孫が後々まで受け入れることを保証する存在として位置づけられるのである。

天つ神によって平定された「葦原中国」は、天皇代において「天下」と称され、初代天皇神武以降、天皇家の統治する地として認識される。天皇家は、葦原中国平定後天降った天孫に連なる存在であった。天つ神から続く天皇家による「天下」の統治は、鳥鳴海神以降続く「十七世神」の神々によって保証される。「十七世神」は、天つ神による葦原中国平定のみならず、天皇家による天下統治、に対する保証をも担うのである。

「十七世神」の存在により、『古事記』神話世界における葦原中国平定、国譲りは滞りなく展開するのであり、天皇代における天皇の天下統治もまた果たされるのだと結論づける。

注

- (1) 以下、『古事記』『日本書紀』訓読文は、小学館新編日本古典文学全集本『古事記』（平成九年六月）、『日本書紀』①（平成六年四月）、②（平成八年十月）による。また、音注等は省略した。
- (2) 大年神系譜に関しても、記載箇所の不自然さが言及されてきた。倉野憲司氏は大年神系譜記載に唐突さを認めながらも、一方で相当な「統一的・合理的精神」が働いていると説いた（倉野憲司『古事記全訳註』第三卷 上巻篇（中）、三省堂、昭和五十一年六月）。倉野氏の説を受けた志水義夫氏は、大年神系譜を「農耕的文脈」を基層とする系譜として捉え、「農業神や農業生活の場としての屋敷神などが組み合わせられ、列島から半島まで広がるひとつの世界、人間の生活空間をつくりあげている」と説き、大国主神の国作りとの対応を論じる（志水義夫『大年神系譜の考察』『古事記生成の研究』おうふう、平成十六年五月、初出：『美夫君志』平成九年十月）。
- (3) 【須佐之男命の系譜】【大国主神の系譜】に付した①～⑮までの番号は、「十七世神」の世代数を数えた時の順番を表している。
- (4) 本居宣長『古事記伝』（大野晋編『本居宣長全集』第九卷、筑摩書房、昭和四十三年七月）。
- (5) 次田潤『古事記新講』（明治書院、改修版昭和三十一年七月、初版大正十三年十一月）。
- (6) 三谷栄一『神話と戌亥信仰』（『日本神話の民俗学的研究』有精堂出版、第五版昭和五十一年十月、初版昭和三十五年七月）。
- (7) 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記 祝詞』（日本古典文学大系1、岩波書店、昭和三十三年六月）。
- (8) 倉野氏前掲書（注（2））。
- (9) 武田祐吉訳注・中村啓信補訂解説『新訂古事記』（角川書店、昭和五十二年八月）。
- (10) 西宮一民『古事記』（新潮日本古典集成、新潮社、新装版平成二十六年十月、初版昭和五十四年六月）。
- (11) 水野祐「『古事記』の出雲神話」（『出雲神話』八雲書房、昭和四十七年八月）。

- (12) 戸谷高明「古事記上巻の「系譜」―「十七世神」考―」（『古事記の表現論的研究』新典社、平成十二年三月、初出：尾畑喜一郎編『記紀万葉の新研究』桜楓社、平成四年十二月）。
- (13) 姜鍾植「スサノヲの系譜「十七世神」について―系譜と説話の関わりという観点から―」（井手至先生古稀記念会編『井手至先生古稀記念論文集 国語国文学藻』和泉書院、平成十一年十二月）。
- (14) 『古事記』序文の「世」は五例中三例が「御世」、残る二例も「…神を生み人を立てし世」「…運移り世異りて…」と、天皇の受け継ぐ御世の用例として捉えられる。
- (15) 『釈日本紀』巻十三「述義九 武烈・継体」（前田育徳会尊経閣文庫編『釈日本紀 二 巻九～巻十八』尊経閣善本影印集成28、八木書店、平成十六年三月）。
- (16) 戸谷氏前掲論（注（12））
- (17) 植田麦「須佐之男命の自己規定と文脈上の意味」（『文学史研究』第五十四号、大阪市立大学国語国文学研究室、平成二十六年三月）。
- (18) 山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』（新編日本古典文学全集1、小学館、平成九年六月）。
- (19) 島田伸一郎「大山津見神」（古事記学会編『古事記の神々 上』古事記研究大系5-I、高科書店、平成十年六月）。
- (20) 青木周平「「神生み」段の表現」（『青木周平著作集 上巻 古事記の文学研究』おうふう、平成二十七年三月、初出：『国語と国文学』平成三年五月）。
- (21) 『日本書紀』第九段正文を確認すると、事代主神に返答を委ねる点は『古事記』と共通するが、大己貴神は「如し吾防禦かましかは、国内の諸神必ず同じく禦かむ。今し我避り奉らば、誰か復敢へて順はぬ者有らむや」と発言し、大己貴神の天つ神への態度が、諸神へ影響する旨が記載される。
- (22) 谷口雅博氏は、国譲り神話において大国主神の子神として登場する四神の内、建御名方神のみが系譜に登場しない点を問題とし、大国主神の「亦、我が子に建御名方神有り。此を除きては無し」という発言に注目した。鳥鳴海神以降十七世神まで続く子孫は、出雲国に隠遁した「出雲大神」の立場を継承するものであり、神話に登場する大国主神の子神たちが皆神話世界から退場することで、大国主神の血統に、天下を支配する存在の出現はないことを示唆していると論じるのである（谷口雅博「『古事記』上巻・出雲系系譜記載の意義」『日本神話をひらく 「古事記」編纂一三〇〇年に寄せて―第9回：フェリス女学院大学日本文学国際会議―』フェリス女学院大学編、平成二十五年三月）。

【付記】

本稿は、第七回國學院大學・南開大学院生フォーラム（令和三年十一月）での口頭発表に基づいたものです。席上、ご指導を賜った皆様に厚く御礼申し上げます。